別表２

設備の設置場所に係る関係法令への該当状況(注１)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 該当の有無 | 現況(有の場合のみ) | 確認・手続先(部署名) |
| １ | 都市計画法に基づく開発許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 年　月) | 大分県豊後大野土木事務所 |
| ２ | 建築基準法に基づく建築許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 大分県豊後大野土木事務所 |
| ３ | 土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 大分県豊肥保健所 |
| ４ | 河川法に基づく工作物の新築等の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 河川管理者大分県竹田土木事務所竹田市建設課 |
| ５ | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 大分県竹田土木事務所 |
| ６ | 砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 大分県竹田土木事務所 |
| ７ | 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 大分県竹田土木事務所 |
| ８ | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する特定警戒区域内で特定開発行為許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 大分県竹田土木事務所 |
| ９ | 自然公園法に基づく工作物新築許可等 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 国立公園は環境省国定公園、県立自然公園は大分県自然保護推進室 |
| 10 | 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区の行為許可等 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 環境省大分県自然保護推進室 |
| 11 | 環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続(環境影響手続における事業名称： )  | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 大分県環境保全課 |
| 12 | 森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 大分県豊肥振興局農山村振興部　竹田市農政課林業振興室 |
| 13 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 大分県森との共生推進室竹田市農政課 |
| 14 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 竹田市農政課 |
| 15 | 農地法に基づく農地転用許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 竹田市農業委員会事務局 |
| 16 | 国土利用計画法に基づく土地売買等届出 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 竹田市企画情報課 |
| 17 | 文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 竹田市まちづくり文化財課 |
| 18 | 景観法に基づく届出 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 竹田市建設課 |
| 19 | 竹田市環境保全条例に基づく事前協議 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 竹田市市民課環境衛生係(事業区域面積が1,000㎡を超えるもの) |
| 20 | 竹田市法定外公共物の管理に関する条例に基づく許可等の申請 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定( 　年　月) | 竹田市建設課 |
| 21　その他法律・条例に係る手続(注２) |
| 上記以外の相談先(部署名)(注３) |

(注１)掲載した関係法令及び確認、手続き先部署等は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認・判断を行うこと。行政機関と関係法令への該当の有無について確認中の場合、「確認中」を選ぶこと。

(注２)掲載した法令のほかに該当するものがあれば「21　その他の法律・条例に係る手続」に記入すること。

(注３)設備の設置場所に係る関係法令及び条例の相談先として記載した部署以外に相談先がある場合は記入すること。

(注４)実際の条件等により掲載した以外に関係する法令もあるため、申請者の責任において最終的な確認を行うこと。